

ダイバーシティ推進のためのワークショップ等企画・運営業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の内容

- (1) 業務名
ダイバーシティ推進のためのワークショップ等企画・運営業務
- (2) 業務内容
別紙委託業務仕様書による
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
- (4) 契約上限額
1,801,778円（消費税及び地方消費税を含む）
（契約上限額の消費税及び地方消費税は10%として計算しています）

2 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。なお、共同体での参加も可能とします。ただし、その場合は当該共同体の構成員が単体で参加することはできません。また、各構成員は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 参加資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 参加資格確認申請書の提出

参加を希望する場合は、次の提出書類を期限までに郵便又は民間事業者による信書便若しくは持参してください。（郵便又は民間事業者による信書便等で提出する場合は、提出期限までに到着するよう投函し、ダイバーシティ社会推進課あて到着確認の電話をしてください。）

- ① 提出期限 令和8年5月28日（木）12時まで（必着）
- ② 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（県庁8階）
- ③ 提出書類 ア. 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
イ. 役員等に関する事項（第2号様式）
ウ. 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）
エ. 共同事業体等により参加する場合は、共同事業体協定書件委任状（第4号様式）
オ. その他、上記アに記載の添付資料一式

上記書類を受理後、コンペ参加資格等を確認のうえ、令和8年6月10日（水）までに参加資格確認結果を通知します。

4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「ダイバーシティ推進のためのワークショップ等企画・運営業務企画提案コンペ選定委員会」において、審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案資料の提出

- ① 提出期限 令和8年6月16日（火）15時まで（必着）
- ② 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（県庁8階）
- ③ 提出方法 上記提出場所に持参、郵便または民間事業者による信書便で送付（メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）
- ④ 受理の確認 郵便または民間事業者による信書便で提出する場合は、提出期限までに電話にて担当課・連絡先に受理の確認をしてください。

(2) プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

なお、審査結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに三重県ホームページにおいて公表します。

①開催日 令和8年6月22日（月）（予定）

※プレゼンテーションの実施日時や詳細については、令和8年6月10日（水）以降に、企画提案資料記載の連絡先に電子メールまたはファクシミリ等にて連絡する予定です。

※プレゼンテーションの実施日については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

②会場 三重県庁舎及び周辺の会議室等

③その他

- ・出席者は3名以内とします。
- ・説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書のみによるものとします。（プロジェクター、スクリーン、タブレット端末配布等による説明は不可。）
- ・時間配分については、提案者説明15分とし、質疑応答10分とする。

5 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書（第5号様式） 9部（コピー可。ただし原本1部要）

A4判・両面長辺綴じ印刷。表紙を含め25ページ以内（長辺側を綴じる）。参加事業者につき1提案書とすること。

ア. 企画提案内容について

ダイバーシティの行動が広がるような企画内容、仕掛けづくりが重要と考えていますので、「ダイバーシティみえ推進方針」を十分理解の上、別紙委託業務仕様書に基づき、企画提案事業者がより効果的と思われる提案をしてください。企画提案書に記載された内容を基に、三重県と協議のうえ、委託契約を締結します。

企画提案書には、実際に履行可能な内容をできる限り具体的に記載してください。

イ. 提案書の作成にあたって

- 多くの県民のダイバーシティに対する理解や共感を促し行動が広がる工夫がわかる提案とすること。
- 理解・共感を促す技術やノウハウ、同様の事業についての実績の有無及びその内容について記載すること。
- 年間の開催スケジュールを記載すること。
- 業務の円滑な進行管理ができる体制や、県との調整、業務実施・報告等の作業スケジュールについて記載すること。
- 広報も含め、参加者の集客方法や集客見込について記載すること。
- ワークショップ等の内容の提案にあたっては、概要、テーマ設定※、講師候補、ねらい、進め方（運営体制、構成と時間配分）等がわかる提案とすること。
※ダイバーシティに関連する分野は広範であり、さまざまな視点、さまざまなテーマを設定することが考えられます。

(2) 見積書 9部（コピー可。ただし原本1部要）

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

(3) 提案事業者の概要書（第6号様式） 9部（コピー可。ただし原本1部要）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な企業等を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

6 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

なお、(2)企画性の項目については、配点を2倍とします。

(1) 目的との合致

「ダイバーシティみえ推進方針」を十分理解した上での提案内容となっているか。

(2) 企画性

企画提案内容が、独自の創意工夫がなされ、多くの県民の理解や共感を促し、行動が広がるような効果的なものとなっているか。

(3) 専門性

業務の実施に資する知識や実績を有し、専門的な見地から提案されているか。

(4) 計画性

実施体制、業務配分やスケジュール管理が適切であるか。

(5) 経済性

事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか。

7 委託契約締結

(1) 最優秀提案者と委託契約を締結します。なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- ② 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

(2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

なお、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

※三重県会計規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

※契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（契約実績証明書 第7号様式）をご提出いただく場合があります。

8 契約方法に関する事項

(ア) 契約条項は、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課において示します。

(イ) 契約は、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課において行います。

(ウ) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託業務完了後、完了検査及び完了認定を行った後、契約条項の定めるところにより、行います。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ③担当課に報告すること。
 - ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者が、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

15 企画提案コンペの内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間
令和8年5月26日（火）12時まで
- (2) 質問の提出
当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、17項記載の担当課・連絡先まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。
なお、質問文書には、組織名その他、回答を受ける担当窓口の部課名、お名前、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。
- (3) 質問の内容
質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。
- (4) 質問に対する回答
質問者には、電子メール・電話のいずれかにより令和8年5月27日（水）までに回答させていただくとともに、三重県ホームページにて回答を掲載します。

16 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。

- (3) 企画提案書提出後、最優秀提案者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (4) 本業務により収集した住所、お名前、連絡先等の個人情報は本業務にのみ使用します。また、個人情報の保護に関する法律に従って適切に管理し、公表はいたしません。また、提出のあった各提案書については、返還しません。
- (5) 提出された提案書については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

17 担当課・連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（県庁8階）

男女共同参画班 丸山、手平

電話：059-224-2225 ファクシミリ：059-224-3069

Eメール：iris@pref.mie.lg.jp